



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 鈴木 正道
(TEL：03-3526-9970)

所 在 地 大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511
トレードタワー34 階 (三成洞)
会 社 名 株式会社マルマン코리아
代表者名 代表理事 金 錫根

**株式会社マルマン코리아によるマルマン株式会社株券（証券コード：7834）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社マルマン코리아は、本日、マルマン株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社マルマン코리아（公開買付者）が、マルマン株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

平成 30 年 2 月 14 日付「マルマン株式会社株券（証券コード：7834）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 30 年 2 月 14 日

各 位

大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511

トレードタワー34 階（三成洞）

株式会社マルマンコリア

代表理事 金 錫根

マルマン株式会社株券（証券コード：7834）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社マルマンコリア（以下「公開買付者」又は「マルマンコリア」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、本日、公開買付者の発行済株式の全てを所有する韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場法）」に基づき設立された投資目的会社であるモーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド（Mozart Advisors Korea Limited。所在地：韓国ソウル特別市、理事（注 1）：金在昱（キム・ジェイウク）、以下「MAK」といい、MAK と公開買付者を総称して「公開買付者ら」といいます。）の保有分を含めてマルマン株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の過半数を取得し株主構成の安定化を図ることを目的として、株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場している対象者株式に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式 3,327,200 株（所有割合（注 2）：19.31%）を所有する対象者の筆頭株主であり、また、MAK は、対象者株式 2,294,200 株（所有割合：13.32%）を所有する対象者の第三位株主であり、公開買付者らの合計で対象者株式 5,621,400 株（所有割合：32.63%）を所有しております。

本公開買付けは、対象者株式の上場維持を前提としているものの、対象者の代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び同取締役である金錫根（キム・ソッコン）氏が、共に公開買付者の代表理事を兼務していることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 3）に該当します。両氏は、本公開買付けにより安定的な経営基盤を確立した後も、継続して対象者の経営に当たることを予定しております。

（注 1） 本書中の韓国法人における「理事」「代表理事」の用語は、日本の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）における「取締役」「代表取締役」にそれぞれ相当します。

（注 2） 対象者が平成 30 年 2 月 14 日に提出した第 19 期第 1 四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成 29 年 12 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数（17,228,201 株）から、対象者が平成 30 年 2 月 14 日に公表した平成 30 年 9 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 29 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式（425 株）を控除した株式数（17,227,776 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注3) 「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます。

公開買付者は、公開買付者らが対象者株式の過半数を取得し対象者の株主構成の安定化を図ることを目的としつつ、他方で対象者の従業員の士気や取引先からの信用を維持することなど上場会社であることの意義をも考慮して、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるために買付け等を行った後における公開買付者らの対象者株式の所有割合が51.00%となるよう、買付予定数の上限を3,165,000株（注4）と設定しております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,165,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、公開買付者は、本公開買付けの実施に当たり、特定の株主との間で本公開買付けへの応募に関する契約は締結しておりません。他方、公開買付者は、仮に応募株券等の総数が買付予定数に満たなかったとしても、可能な限り買付予定数に近い対象者株式を取得することが、事業や組織の再編等、公開買付者との連携強化に向けた対象者に対する影響力の向上に繋がるものと考え、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注4) 対象者四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数17,228,201株から対象者四半期決算短信に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式（425株）を控除した株式数（17,227,776株）の51.00%に相当する株式数（8,786,000株。千株未満を四捨五入）に、公開買付者らが本書提出日現在所有する対象者株式の数（5,621,400株）を控除して得られた株式数（3,165,000株。千株未満を四捨五入）となります。

対象者が本日公表した「MarumanKorea Co., Ltd.（マルマン코리아 カンパニーリミテッド）による当社株券に対する公開買付けの実施及びこれに対する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、対象者取締役6名のうち、社外取締役2名を含む対象者の取締役3名が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのこと。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリースをご参照ください。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

1. 買付け等の目的等

(1) 対象者の名称

マルマン株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 30 年 2 月 15 日（木曜日）から平成 30 年 3 月 29 日（木曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 295 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,165,000 株	一株	3,165,000 株

(6) 決済の開始日

平成 30 年 4 月 5 日（木曜日）

(7) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 30 年 2 月 15 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上